

## 第七回

### 参第一一〇号

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法の一部を改正する法律（案）

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法（昭和二十二年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

はり師、きゆう師、マッサージ師、柔道整復師法

第一条中「あん摩（マッサージを含む。以下同じ。）」及び「あん摩師免許、」を削り、「きゆう」の下に「、マッサージ」を、「きゆう師免許」の下に「、マッサージ師免許」を加える。

第二条第三項中「あん摩については、二年以上、はり、きゆう及び柔道整復については、」を削り、同条に次の一項を加える。

文部大臣が厚生大臣と協議して指定する学校において解剖学、生理学、病理学及び衛生学に関する教科を修業した者については、前項の年限を二年とする。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 はり師、きゆう師、マッサージ師又は柔道整復師（以下施術者という。）は、昭和二十五年から起算し五年目ごとの十二月三十一日現在において、住所、営業の場所その他業務に関して都道府県知事が定める事項を、翌年の一月十五日までに住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

第四条中「あん摩師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下施術者という。）」を「施術者」に改める。

第五条中「あん摩師」を「マッサージ師」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 はり業、きゆう業、マッサージ業又は柔道整復業に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も、左に掲げる事項の外は、広告をしてはならない。

- 一 施術者である旨
- 二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 三 施術者の氏名
- 四 施術の日及び時間
- 五 その他厚生大臣が指定する事項

前項第三号に掲げる事項を広告する場合においてその施術者が常時施術に従事する者でない場合には、その施術の日及び時間をあわせて広告しなければならない。

第一項各号に掲げる事項を広告するに当つては、その内容を偽り、又は第五号に掲げる事項を広告する場合を除いては施術者の技能、施術方法若しくは経歴に関する事項にわたつてはならない。

第九条中「都道府県知事は」の下に「、はり、きゆう、マッサージ、柔道整復審議会

にはかり、」を加え、同条に次の四項を加える。

都道府県知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該施術者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

都道府県知事は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の二週間前までに、第一項の規定による処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を当該施術者に通告し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

聴聞においては、当該施術者又はその代理人は、自己又は本人のため釈明し、且つ、有利な証拠を提出することができる。

都道府県知事は、当該施術者又はその代理人が正当な理由がなくて聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで第一項の規定による処分をすることができる。

第十三条を次のように改める。

第十三条 厚生大臣又は都道府県知事の諮問に応じて、第二条第一項に規定する学校若しくは養成施設の認定及び試験、第八条第一項に規定する指示又は第九条第一項若しくは第十一条第二項に規定する処分に関する事項を調査審議するために、厚生省及び都道府県に、はり、きゆう、マツサージ、柔道整復審議会（以下審議会という。）を置く。

審議会は、委員八人以内で組織する。

委員のうち半数は施術者をもつて組織した団体の長の推薦した者のうちから、半数は医師及び学識経験ある者のうちから、厚生大臣又は都道府県知事が任命する。

審議会に会長一人を置き、委員の互選により定める。

前四項に定めるものの外、審議会に関して必要な事項は、政令で定める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は二万五千元以下の罰金に処する。

- 一 第一条の規定に違反して、はり、きゆう、マツサージ又は柔道整復を業とした者
- 二 第九条の規定による業務停止の処分に違反した者
- 三 第十二条の規定に違反した者

第十四条の次に次の二条を加える。

第十四条の二 左の各号の一に該当する者は、二万五千元以下の罰金に処する。

- 一 第五条の規定に違反した者
- 二 第六条の規定に違反した者
- 三 第七条第一項又は第三項の規定に違反した者
- 四 第八条第一項の規定による都道府県知事の指示に違反した者
- 五 第十一条第一項の規定に基いて発せられた免許若しくは施術所の清潔保持若しくは規格に関する省令又は同条第二項の規定による都道府県知事の処分に違反した者

第十四条の三 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

- 一 第二条の二の規定に違反した者

二 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十九条に次の一項を加える。

第九条第二項乃至第五項の規定は、前項の処分をする場合にこれを準用する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 第十九条第三項の規定による業務停止中の者又は同項の規定による禁止処分を受けた者がその処分に違反して施術をしたときは、六月以下の懲役又は二万五千元以下の罰金に処する。

第二十一条の次に次の二条を加える。

第二十二条 左の各号の一に該当する者は、二万五千元以下の罰金に処する。

一 第十九条第二項において準用する第七条第一項又は第三項の規定に違反した者

二 第十九条第二項において準用する第八条第一項の規定による都道府県知事の指示に違反した者

三 第十九条第二項において準用する第十一条第一項の規定に基づいて発せられた施術所の清潔保持若しくは規格に関する省令又は同条第二項の規定による都道府県知事の処分に違反した者

第二十三条 第十九条第二項において準用する第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 2 この法律施行前にした行為に対する処罰については、なお従前の例による。
- 3 明治四十四年内務省令第十号あん摩術営業取締規則によりマッサージ術を標ぼうできた者は、この法律施行後一年以内に省令の定める事項につき都道府県知事に届け出た場合限り、改正後の第二条の規定にかかわらず、マッサージ師免許を受けたものとみなす。
- 4 前項に規定するマッサージ術を標ぼうできた者は、この法律施行後同項の届出をするまでの間は、改正後の第一条の規定にかかわらず、マッサージを業とすることができる。但し、この法律施行前にあん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法（以下「改正前の法律」という。）第九条の規定によりなされた業務停止又は免許取消の処分の効力を妨げない。
- 5 第三項に規定するマッサージ術を標ぼうできた者を除くの外、改正前の法律によるあん摩師で省令の定める職歴若しくは修業経歴四年以上又は省令の定める職歴若しくは修業経歴をあわせて四年以上の者に対しては、都道府県知事は、昭和二十五年十二月三十一日までの間は特にマッサージ術の試験を行うことができる。
- 6 都道府県知事は、前項の試験に合格した者に対しては、改正後の第二条の規定にかか

わらず、マッサージ師免許を与えることができる。

- 7 この法律施行の際、現に、はり師、きゆう師又は柔道整復師である者は、改正後の第二条の二の規定にかかわらずこの法律施行後一年以内に、この法律施行の日現在において、同条に定める事項を住所地の都道府県知事に届け出なければならない。
- 8 前項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。
- 9 附則第三項の規定によりマッサージ師免許を受けたものとみなされる者及びこの法律施行の際、現に、はり師、きゆう師又は柔道整復師である者は、厚生大臣の定めるところにより都道府県知事の行う技能向上のための講習を受けなければならない。
- 10 都道府県知事は、改正後の第二条の規定にかかわらず、内地以外の地でその地の法令によりはり術、きゆう術、マッサージ術又は柔道整復術の免許鑑札を得た者で昭和二十年八月十五日以後に内地に引き揚げた者に対し、その履歴を審査してそれぞれその免許を与えることができる。
- 11 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第四号中「きゆう師、」の下に「マッサージ師、」を加える。

第二十九条第一項の表の上欄中「あん摩、はり、きゆう、柔道整復営業中央審議会」を「はり、きゆう、マッサージ、柔道整復中央審議会」に、同表の下欄中「あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法」を「はり師、きゆう師、マッサージ師、柔道整復師法」に、「又は同法第十一条第二項に規定する処分に関する重要事項」を「又は同法第九条第一項若しくは第十一条第二項に規定する処分に関する事項」に改める。

## 理 由

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法の実施状況に鑑み、従来いわゆるあん摩とマッサージを包含していた広義のあん摩のうちマッサージのみを同法の対象とするとともに、広告、行政処分、審議会等に関する規定を整備し、その他罰則を引き上げる等所要の改正をする必要がある。